

平成22年度

公 共 事 業 等 審 査 会

会 議 録

兵庫県農業共済会館 4階 会議室

平成22年12月3日

公共事業等審査会 事務局

(兵庫県県土整備部県土企画局技術企画課)

1 開 会

(事務局より出席委員の確認・配付資料の確認・審査案件等についての説明)

会長

それでは、本日は、大変お忙しい中お集まりいただきまして、大変ありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

では、式次第の2の(1)、前回の審査会で出された質問の追加説明を、右肩に、配付資料と書いてある、追加資料の冊子の1ページ目の追加説明項目に沿って担当課長より説明をお願いいたします。

まず、項目1河川事業についての、1)から4)の追加説明を、担当課長からお願いします。どうぞよろしくをお願いします。

2 継続事業の審議、協議

(1) 継続事業の追加説明

1 河川事業の地震・高潮対策河川事業二級河川野田川水系野田川
追加説明・質疑

事務局

河川事業、地震・高潮河川事業の野田川でございます。

まず、(1)でございますが、前回計画からの計画流量の変更についてということでございます。河川計画で定めます、計画流量といいますのは、降雨データを統計解析して、目標とするような計画規模の降雨量、ここでは、降雨強度と言ってますが、降雨強度を求めて、流域の流出特性を踏まえて、算出することとしております。

野田川におきましても、降雨データを基に決定した、降雨強度を使用して計画流量を算出することになります。したがって、降雨データの解析が重要でございます。河川の流域内もしくは近傍にある雨量観測所のデータを用いるということが必要になってまいります。もう一つ、重要な要素として、その雨量観測所の統計期間というものがございます。統計期間が短いと、信頼性が低いというようなこともございます。

野田川は、昭和47年に事業着手してございまして、その頃に、当時、計画流量を算出するときには、神戸海洋気象台の降雨データを用いて解析してございます。表1の右の欄、前

回と書いている欄をご覧ください。前回の審査会で、お示しさせていただきました計画流量 $120\text{m}^3/\text{s}$ でございますが、これは、この表に示しますとおり、神戸海洋気象台の明治30年から昭和42年の71年間のデータを用いて、統計解析いたしまして、計画規模100分の1に対して、時間雨量 67mm と算出いたしました。その値を用いて流量をはじき出したものでございます。

これは、当時、姫路測候所というものが、既に開設はしておりましたが、昭和24年開設でございます。当時としては、まだ二十数年程度のデータしかなかったということで、100分の1規模の雨量を求めるには統計期間が十分ではないという判断があったものでございます。そのときに、姫路と神戸では、当然、その降雨特性が違いますので、その神戸と姫路の降雨の相関を取って、神戸雨量を補正して 67mm としたものでございます。

今回、表1に示しています、今回のほうは、姫路測候所のデータを用いて算出した時間雨量 59.8mm を使っております。これは、平成17年に河川整備計画を策定してございますが、このときに、野田川直近にある、姫路観測所のデータが既に50年程度、蓄積されておりましたので、十分な統計期間が確保されたということ踏まえ、姫路のデータを用いて統計解析した結果でございます。前回計画では、神戸の降雨強度が 67mm 、今回の河川整備計画では、姫路の降雨強度を用いて 59.8mm ということで、この差が、結果的に流出計算をして出た $120\text{m}^3/\text{s}$ と $110\text{m}^3/\text{s}$ の差となって出てまいりました。今回の $110\text{m}^3/\text{s}$ につきましては、野田川流域直近の、姫路の観測所のデータを用いているということで、前回計画よりは精度の高い計画になっていると考えております。

(2)でございます。治水安全度の考え方でございます。野田川では、洪水対策と高潮対策の二つの目的を持って事業を実施しておりますので、それぞれに対して所定の安全度を確保するという計画でございます。一つ目は、洪水対策でございますが、これは、先ほど説明した方法によって、100分の1の降雨強度を用いて計算した流量に対して、安全に流下させる河道を確保させるという計画でございます。二つ目が高潮対策でございますが、これは、既往の最高潮位の高潮から、姫路の市街地を防御するために、防潮堤や水門を設置するというにしています。もう一つ、野田川では、水門を閉鎖して、高潮を防御する計画にしておりますので、このときに流れてくる河川の流水をポンプで排水する必要があるということで、おおむね100年に1度、高潮と同時に発生する降雨に対応した排水能力を確保することとしてございます。

表の2をご覧ください。それぞれの、目的に応じた計画の治水安全度の考え方を示してございますが、中ほどの高潮による氾濫の防御につきましては、既往の最高潮位から防御

することを目標といたしまして、計画堤防高につきましては、朔望平均満潮位プラス潮位の過去の最大偏差、既往最大の高潮ということでございますが、プラス波高、波の高さということで、朔望平均満潮位がT.P.+0.7、T.P.は平均海水面と考えていただいて結構ですが、プラス70cmが、満潮の高さでございます。朔望というのは、朔日と望日、新月と満月の日の満潮の高さでございます。これの、年平均値に、過去の最大の高潮の高さ2m30cmと、波の高さ50cmを足しまして、平均海水面からプラス3.5mの高さの高潮から守るという計画でございます。

もう一つ、高潮による水門閉鎖時の氾濫防御、右端の欄ですが、これは、水門閉鎖時に発生する降雨、高潮時の降雨として、確率を計算いたしまして、求めた降雨強度が1時間当たり33.4mmでございます。先ほど、洪水対策で御説明申し上げました、通常時と異なりますが、普段のときの降雨強度が、左に書いてございますが、59.8mmということで、この差が、統計解析に用いたデータの差により生じているということで、(2)の に書いてございますが、雨量観測所のすべての降雨の年最大値、これが59.8mmに対応するものですが、これと、高潮と同時に発生した降雨の年最大値を比較すると、当然、高潮のときに発生した降雨のほうが小さくなります。

こういったデータを用いて、統計解析いたしますと、結果的に高潮と同時に発生する降雨のほうが小さくなりまして、33.4mmと59.8mmという差が出てまいります。それぞれ、目的に応じて降雨強度を使い分けしているということでございます。

続きまして、(3)でございます。排水機場の計画変更について、水門閉鎖時の排水ポンプ能力は、先ほど申し上げました高潮時100分の1の確率降雨に対して、最適なポンプ容量・台数を決定しております。今回、当面は、段階整備の観点から、全体的に、おおむね既往最大の高潮時の洪水が大体50分の1確率程度になるのですが、それに対する能力を確保することとしております。

野田川におきましては、排水ポンプ、全部で3台、100分の1に対応しているのは3台と考えてございますが、このうち、2台でおおむね50分の1確率降雨に対応できるということから、当面の事業計画からは排水ポンプ2台としてございます。ただし、今後、他の河川の整備状況、例えば、本日、後ほど御報告案件の八家川というところは、まだ、これから排水ポンプを整備するというような状況でございまして、そういった、他の河川の整備状況も踏まえながら、整備が完了すれば順次100分の1の規模に対応できるようなポンプの増設を検討して、順次整備してまいります。

最後に、(4)でございます。ブラックリストに記載されている外来種の対応について

ということで、先般の野田川の説明の写真の中で、ポタンウキクサが確認されてございますが、つい最近、野田川を確認したところ、冬は枯れるというようなお話を聞いてございますが、今は見えておりません。今後、河床掘削等を行う場合には、ポタンウキクサ等の特定外来生物の繁殖が認められた場合には駆除を行うと考えてございます。

当然、駆除・処分に際しては、下流に流れて、拡散しないような慎重な施工も行ってまいります。また、施工後、1繁殖期程度は、外来種の繁殖状況の監視といったものも、並行して行ってまいりたいと考えてございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

会長

どうもありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、御質問がないようでございますので、これで河川事業の質疑は終了させていただきます。

次に、項目2の林道整備事業につきまして1)から4)の追加説明を、担当課長からお願いします。なお、3)につきましては、前回の審査会の後に、委員からいただきました御質問でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

2 森林基幹道整備事業 千ヶ峰・三国岳線 追加説明・質疑

事務局

それでは、私のほうから林道について説明させていただきます。

まず、1)原木供給についての事業計画、現在の状況、今後の見通しについて、それから、2)今後の原木需要については、お手元の林道のP1によりまして、説明させていただきます。

原木供給についてでございますけれども、上段の表のとおりでございます。林道開設が、この前、説明させていただきましたとおり、遅れておりますことから、既設林道を利用しまして過去5年間で、南工区、北工区、合わせて1,800m³の原木を供給しております。

それから、平成23年度以降の原木供給量を南と北の工区、それぞれの工区別に、試算いたしました。団地番号の から でございますけれども、これは、調書の林道-5の団地番号と面積と整合しております。林道が南側から開通しますので、原木供給する団地も南から順に開設進度にあわせて供給する形で、計画しております。原木供給量の算出根拠で

ございますけれども、中ほど、枠内の計算式のとおりでございます。この計画で、原木供給しますと、南工区で年間最大供給量が17,000m³、北工区では最大が14,000m³となりまして、南北合計で年間最大供給量は24,000m³となっております。なお、南工区につきましては、1回目の間伐が終了後、引き続き継続的に原木を供給するという意味で、7年目から2回目の間伐を行う計画としております。

それから2)の、今後の原木需要についてでございますけれども、前回の質問の趣旨は、工期を延長し、北工区まで開設して木材を供給する計画であるが、そこまで、今後、需要があるのかという趣旨の御質問であったかと思えます。(1)に木材需要量を県内の木造住宅の着工戸数から試算いたしました。

平成14年度以降、木造住宅戸数は年間2万戸で推移しております。1戸当たりの木材の使用量が約20m³でございますので、年間約400,000m³の製材の需要がありまして、これを原木丸太に換算しますと、年間約800,000m³の県内需要量が見込まれるという計算になります。これに対しまして、(2)の原木供給計画量でございますけれども、平成25年以降、約256,000m³の計画をしておりますので、供給量に対する需要量は約3倍あることとなります。これで、十分な需要があるものと見込んでおります。参考といたしまして、県産木材供給センターのフロー図を右欄に示しましたけれども、販売ルートは組合員21社が既に持っている既存のルートを利用して、今まで外材を取り扱っていたハウスメーカー等への販売を広げていきたいという計画でございます。

林道の2ページ目をお開きください。追加の御質問でございますが、全部で4つございまして、は林道-8の洪水防止便益等に関するものでございます。御質問の趣旨は、言葉の定義として、水源かん養便益というのは、出水時の流出抑制までであって、洪水防止便益を水源かん養便益に含めるのはどうかという内容の御指摘でございます。厳密的な言葉の意味から判断しますと、御指摘のとおりでございますけれども、林野庁のマニュアルでは、洪水防止便益は水源かん養便益に含める区分をいたしております。このため、県としましても、便宜上この区分に含めておりますけれども、誤解を招くようなことがないように、調書の中で注釈を追記したいと考えております。注釈の内容は、「洪水防止便益は、便宜上、水源かん養に含める」という内容を追記したいと考えておりますのでよろしくお願いたします。この点に関しましては、今後、林野庁にも御意見を伝えていきたいと考えております。

それから、二つ目の点でございますけれども、林道整備事業と河川整備事業における洪水防止や、流域貯水の考え方について、整合性が図られているのかどうかという趣旨の御

質問でございますけれども、まず、事業目的を申しますと、森林整備に関しましては、林業の振興や、森林の多面的機能向上を図ることが目的でございます。事業評価における、便益算出の手法として、間伐などの森林整備の効果を、整備前後の流出係数の差による洪水防止便益として、また、貯留率の差による流域貯水便益として、それぞれ便益を評価しているということでございます。一方、河川計画に関しましては、県民の人命資産を守るための施設設計を行うものでありまして、間伐等、森林整備の実施による流出や貯留に対する影響は、考えられるものの、流出解析や利水計算等を実施するモデルの定数に、これら森林整備の効果を反映させる手法がないということから、現況の事象を再現できる定数を計画値として使用しているということでございます。

これらのことから、現状では、林野庁の森林整備事業と国交省の河川計画とでは、森林の整備による効果の見込み方そのものに違いがありますので、県民から見ると若干わかりにくい状況となっていることは事実でございます。今後は、これらの両計画の整合性が図られますように、国へ意見を伝えていくとともに、河川部局とも情報交換を図りながら、森林整備による効果が県民にわかりやすく示せるように努めてまいりたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

それから、三つ目、でございますけれども、別紙 - 災害に強い森づくり「事業検証報告2010」についてでございます。1点目、御質問の趣旨ですが、林道整備及び人材育成との関係についてでございます。林道が整備されると、間伐等が無条件に進むのではないため、便益は、人材が制限因子になるのではないかという御指摘でございます。森林整備事業の5つの便益のうち、水源かん養便益、山地保全便益、環境保全便益、この三つにつきましては、間伐等森林整備が実施されて、初めて得られる間接的な便益ですが、まず、林道整備が第一の条件となります。森林整備は、林業労働者が実施するもので、人材の育成は、森林整備事業の便益算出に欠かせない条件でございます。県では、新規就業の促進あるいは就労条件の改善など、総合的な労働対策を実施しているところでございます。

林道などのインフラ整備と人材育成は、車の両輪のように実施することが必要であろうと考えております。この点、人材育成の記載が調書の中で不足しておりましたので、調書に参考として、県の人材育成施策を記載させていただきたいと考えております。調書の修正の中で、また後ほど説明させていただきます。

それから、最後の点でございますけれども、この報告書に基づく土砂流出量のデータについて、県や国が使うだけの知見があるかという質問の内容でございますが、これまで、林野庁のマニュアルを使用してきたわけでございますけれども、林野庁のマニュアルで、

年間土砂流出量は整備前の状況が森林火災後の状況を想定しておりましたので、やや便益が多めに出てきたというらいがございました。それで、県では、平成18年度から県民緑税を活用しました災害に強い森づくりに取り組んでおり、事業による効果を県民にわかりやすく説明するため、学識者により災害に強い森づくり事業検証委員会を設置し、評価方法等の検討を行いますとともに、調査データの分析等を行い今年6月にまとめられました。この検証委員会の報告書には、人工林での間伐前後の年間土砂流出量についての調査報告がございました。今回のB/C算出に、このデータを使用したのは、一つは、学識者による専門的な視点から報告されたデータであること、それから、もう1点は、当該林道の利用区域内の森林状況に近い森林のデータであること、このことから、より現実的で適切な値であると判断したためでございます。また、この変更点につきまして、調書ではわかりにくいということでございましたので、調書の中に注釈を追記させていただきました。

最後に、調書の修正について御説明いたします。林道 - 1 でございますけれども、赤書きで修正点を書いております。

まず、中ほどの、「中国の丸太輸入量の急増」ということで、これは、 の「ロシアの丸太輸出関税の引き上げ」と同じ書き方にさせていただいて、 や などの「外材市場における原木需給の影響により」という形で表現を変えさせていただきました。

それから、その下、赤書きの参考でございますが、県の人材育成を書いておりませんでしたので、「新規就業の促進、就労条件の改善、資質の向上等の対策の実施」というものをつけ加えさせていただきました。

それから、林道 - 8 でございますけれども、次のページでございます。

先ほどの、文言の解釈ということで、洪水防止便益に（注1）をつけまして、「洪水防止便益は、便宜上、水源かん養便益に含める。」それから、土砂流出便益に（注2）としまして、下に「土砂流出便益の算出に、災害に強い森づくり事業検証報告2010の検証データを採用」とつけ加えさせていただきました。一番下段の、費用の欄の数字につきましても、前回、口頭で訂正させていただきましたものを、今回、修正させていただいております。

以上でございます。

会長

どうもありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問ございませんでしょうか。

委員

これは、調書の中に入るのかどうか分からないのですが、前回もどなたか委員の方が言われた、人工林を伐採していった後の植林とかのことについては、林道を整備して、今ちょうど50年たった人工林をどんどん切っていくてはいけない時期だと思うのですが、その後の森の育成ということについては、何か、触れなくていいのかなと思ったのですが、

その辺はどうなのですか。今後も、どんどん植林していくのですか。鹿の被害が大きいので、植林できているのかどうかという不安を、おっしゃった委員がおられたと思うのですが、当然、循環していく山として考えておられるのですよね。

事務局

植林の問題でございますけれども、現在、木材の生産につきましては大部分が間伐によります木材生産をしております。本来は皆伐をして、その後、また植林をしてという林業の循環を取り戻したいわけなんですけれども、そういう、再投資をするには、少し林業の採算性が低いということと、もう一つは、鹿の被害がございますので、再造林をしましても、すぐ鹿に食べられてしまうというようなリスクがございます。そういう関係で、ほとんど間伐施業で丸太生産をしているところでございます。

林道の周辺や、作業道の周辺でもそういう形で生産をしておりますし、県下でも、今、皆伐をしておりますのは、年間30ha程度でございますので、ほとんど間伐で木材生産をしているというのが実態でございます。

委員

そうすると、今後もっと大きな太い木がどんどん育っていくことになるわけですか。

事務局

そうですね、間伐をして、その間に下草が生えて、大径木生産ということで、杉であれば80年から100年ぐらいで、最終木を伐採するというような形を考えております。

委員

そのときに、それだけの木の需要があるかどうかですよね。

委員

今の木材生産について、基本的な方針というのは別にあるわけですか。今の話であれば、間伐対策だけで大きく育てられる原木は、先行きよくわからないといったようにも聞こえるのですが、そこはどういうことになるのでしょうか。

事務局

今の、県下の人工林面積が22万haございまして、旧の森林開発公団が2万haございまして、純粹の民有林は20万haでございます。そのうち、間伐が必要な森林が9万haほどご

ざいまして、それにつきましては、しっかり間伐をやって健全な森林にしていくという方向で進めておりますし、45年生を超えますと、伐採利用可能なものになってまいりますので、そういった森林が現在10万ha近くございます。今後、それらを間伐して木材生産という形で進めていきたいというふうに考えております。本来であれば、小面積でも皆伐をして林業の循環を取り戻したいんですけど、先ほど申し上げましたような理由で、それができないものですから、当面は間引きをしてそれを木材生産し、杉であれば80年から100年の長伐期の森林にしていく、そういう形で、木材生産機能と森林の公益的機能、両方が成り立つような、そういう森林に仕立てていきたいというふうに考えております。

会長

当面は間伐でということですが、いつかは、だんだん年がたってくるわけですから、そのときに、この林道がどう役に立つのかというふうなことも便益に入るのか入らないのかということもあるかも知れません。そんな、指標があるのかどうか、それはいかがなのですか。超長期にわたるような便益がマニュアルにあるのかどうなのか。これから30年後あるいは40年後という、それが、多分、御質問の趣旨だと思います。

事務局

マニュアルの中では、そこまで長期にわたるような考え方をしておりませんので、当面は、今も、林務課長から説明がありましたような間伐を、今、人工林蓄積の30%の間伐で見えておりますが、その後、それをまた30%の間伐をして3回もすればほとんどなくなってしまいます。それを長期の80年生だとか、100年生だとか、そういうところまでもって行って、長期の施業をしていきたい。今の状況では、それがベストであろうというふうに考えております。

会長

まだそこまで考える段階に至っていないということのようではありますが、よろしいでしょうか。

委員

当面は、間伐対策を中心とした林道計画ということになるわけですか。

事務局

はい。もちろん、皆伐をすれば、次、植栽する必要がございますので、植栽する資金、収入が出てくればいいんですけども、今そういう状況でございませんので、今は間伐で当面しのぎたいということでございます。

委員

先ほど、2ページのほうで、私のほうから、会議終了後に質問を出させていただいた4点に対して、お答えをいただきましてありがとうございました。会議の終了後でしたので、さらに質問をしてよいのかどうか、私自身迷いがありましたが、会長と相談いたしまして、出してくださいということでしたので、出させていただきました。

4点の質問の中で、そのうちの、まず第1点目の洪水防止便益につきましては、2番目と関連すると思いますが、いわゆる、林業とか農業は、これからの持続的な国土を考えますと、再び活性化しなければいけない、非常に重要な分野だと思いますけども、一方で、洪水防止便益という言葉から河川整備が連想されますが、少し懸念いたしましたのは、今、河川整備というのは、ダムに限らず、いろいろなメニューを出しましても、社会的な批判、批判的な視点でいろいろ意見を言われることが多いもので、そういった目で河川整備は、一見わかりやすいので、市民や報道の人たちから、こういう洪水防止便益のようなキーワードがあらわれた文章が出ましたときに、間違っ使用われないかというような心配がございました。

今も、御説明の中にもありましたけども、ここで評価した洪水防止便益の数値が河川整備計画、特に治水計画にそのまま修正なく、何の整形もなしにそのままダイレクトに使われる性質のものではないということだけは、公共事業の審査会でそういう意見があったということ、ぜひとも記録に残していただきたいと思います。

それから、最後に、土砂流出量のデータにつきまして、これ大変、学術的に重要な知見を得られていると思います。知的財産として、一般社会の中にこの成果を定着させる、あるいはこのデータそのものをオーソライズさせて市民権が得られる、それを利用した公共事業評価であったという、そういう形にするためにも、客観的に検証されたデータであるという証拠をこれから残していただいて、内部資料にとどめるのではなく、委員もかわられたと聞いておりますので、学術資料として残して公表、公開していただく、学会に公開していただくというほうが、むしろ林野庁がこう言っているというよりも、国民に対しては理解を得られやすいのではないかと思います。

以上でございます。

会長

どうもありがとうございました。

御質問の内容の解説につきまして御意見をいただきました。

ほかに何かございませんでしょうか。

まず、第1点につきましては、洪水という言葉が河川と森林と異なる分野で使われてい

るといので、先ほど、出水という言葉もあったのですけれども、テクニカルタームが少し変われば内容が違ふのではというふうに思うのですが、その辺、何か御意見ありませんか。

委員

やはり、洪水防止便益という言葉になっていますので、例えば、これを見られた県民なり報道の方など、一般の方が見られた場合に、この便益を河川計画にそのまま反映すればいいのではないかと誤解をされると、これは非常に具合が悪いことになります。ですから、そういう懸念だけこの審査会で出たということは、間違われた使い方をしたときのための理論武装として残していただいたほうがいいのではないかと思います。

会長

今まで、河川と林道あるいは農政関係で、縦割り行政の弊害というようなものがあつたかもわかりませんが、それぞれ同じ用語が違うニュアンスで使われている場合があるということですので、今後、ぜひともそのような形の調整をやっていただければというふうに思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

ほかにございませんでしょうか。

それでは、御質問も一応出たようでありますので、これで林道整備事業についての質疑は終了させていただきたいと思ひます。

それでは、引き続き、項目3 水道用水事業につきまして、追加説明を担当課長からお願いしたいと思ひます。

3 水道用水供給事業 特定広域化施設整備事業 追加説明・質疑

事務局

それでは、配付資料 の水道用水という青いインデックスのページをご覧ください。

水道用水供給事業の今後の水需要の見込みにつきまして御質問がありました。本県の水道用水供給事業につきましては、前回は説明しましたが、受水市町の要請に基づいて事業を行っているところであります。したがって、計画給水量につきましては、各市町が将来人口や開発計画等を踏まえて予測した水需要に基づいて見直したものです。見直し後の計画給水量は48,400m³/日です。

2番目の今後の水需要についてですが、現在、平成22年度の申込水量は、386,690m³/日で、計画目標年度の平成35年度には48,400m³/日になり93,710m³/日、約24%の増加を見込んでいます。その増加の主な理由としては、その下の表にありますように市町の自己水か

ら県水への切りかえによるものが、93,710m³/日のうちの78,210m³/日あります。その内訳は、自己水源に質・量的な課題があるということで、県水に切りかえることを予定しているものが57,660m³/日、自己水の施設が老朽化しており、今後更新をせずに県水に切りかえていくことを予定しているものが4,950m³/日と、その他、湧水や水質事故等のリスクを回避するために県水を確保しておきたいというものが15,600m³/日あります。また、各市町において、街づくりや、開発計画等があり、それによる水需要の増加が15,500m³/日となっています。今後の水需要の増加について、市町からヒアリングを行っていますが、各市町の将来人口につきましては、増加するという団体はほとんど無く、ほぼ横ばい若しくは減少する見込みであると聞いています。また、一人当たりの水の使用量についても今後減少する見込みであるということ聞いています。

以上でございます。よろしく申し上げます。

会長

ただいまの御説明に対しまして何か御質問、御意見ございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

委員

県水の対象になるのは地方とか、割と郡部の方だと思うのですが、そういうところは今後、人口が減少することが予測されており、水の需要量も減少していくと同時に自治体の料金収入も減っていくということになりますので、水道の料金が非常影響するかとは思いますが、一般に、自己水源から県水に切りかえるということになると、いずれの自治体も単価としては高くなるのではないかと思います。そうすると、人口減少で財源がこれから減っていく、向こう10年ぐらいを考えると、現時点の市町の県水申込予定水量が、実際は減ってしまわないかということが若干心配です。平成22年度時点では市町がこういう意思表示をされていますが、今後、人口減少、財源減少という中でより単価の高い県水の需要が見込めるのかどうかというあたりを教えていただきたいと思います。

事務局

御指摘のとおり、今後、人口減少社会を迎えて、水の需要が減っていくことが予想されるため、各市町の水道経営は厳しくなるということが予測されています。このため、各市町がこれから経営努力をして水道料金の引き上げを行わないで、健全経営を維持し、県の水道事業においても、料金をできるだけ下げる努力をしていきたいと思っています。県の水道料金は、二部料金制をとっており、固定費については基本料金で徴収させていただく必要がありますが、水需要が伸びないことに対しては、できるだけ経営努力することとし、

今後、経費節減等に努めたいと思っております。

会長

努力されるということによろしいでしょうか。

委員

人口は確かに減ると思われますが、例えば、水洗化率が向上するに従って、一人当たりの水の使用量が増えていくことは、計算には入っているのですか。

事務局

過去はそういう見込みもしていたのですが、最近、節水型機器の普及や節水意識の高まりにより、一人当たりの水使用量が減少しており、このことも考慮して水需要を見込んでいます。

会長

ほかにございませんでしょうか。

どうもありがとうございました。御質問等も一通り出たようでございますので、これで、水道用水供給事業の質疑は終了させていただきます。

次に、項目4 漁港漁村整備事業につきまして、前回の会議で継続妥当と審査いたしました。委員の皆様のご意見を踏まえて評価調書の修正等があるようでございますので、担当課長から御説明をお願いします。

4 漁港漁村整備事業 広域漁港整備事業 室津漁港 追加説明・質疑

事務局

室津漁港整備事業ですが、カキの加工場用地造成などを行う事業で、前回の審査会で継続妥当の審査結果をいただいておりますが、評価調書の一部に誤解を招くような表現がありましたので、修正したく、その内容について説明させていただきます。

前回の評価調書の中で、直販所という言葉を使っておりましたために、説明した内容との整合性が図れてないのではないかという御指摘がございました。ということで、今回お手元に配布しております資料の2ページ目ですが、鮮魚販売所及びカキ加工場位置図にありますように、漁港内には漁業組合が経営している魚市、左側の方の写真ですけれども、鮮魚を扱っている直販所がございます。

一方、右下の写真にありますような個人が経営しているカキの加工場の片隅とか軒先で加工作業の片手間に行われておりますカキの宅配などについても同じ直販所という表現で

記載したことによりまして、漁港内も幾つも左側の写真にあります魚市のような直販所ができるのではないかとというような印象を与えてしまったのではないかと考えております。

今回、兵庫県が整備するのは、加工場を建設するための用地でありますから、前回調書に記載しておりました「直販所」や「水産物を直接販売する」といった表現を削除したく、それから、スクリーンに出しておりますけども、その青字で書いた箇所について、調書から削除したいと、このように考えております。

具体的には、まず、評価視点の(1)の必要性のところののところですが、「カキ養殖の加工場・直販所用地を陸揚場の近くに確保」とありますのを、直販所という文言を削除しまして、「カキ養殖の加工場用地を陸揚場の近くに確保」といたしました。また、(4)の優先性のところですが、修正前は「さらに海上交通の要所として栄えた当漁港の優れた歴史・文化や、自然景観を楽しむために訪れる観光客が利用できるようこの用地を活用し、カキ等の地元水産物を直接販売することとしており、都市との交流、漁村の活性化の観点からも、早期に完成し事業効果を発現する必要がある。」とあるその部分を全文削除したいと考えております。

また、これらの修正を受けまして、評価調書の一番下に記載しております再評価の結果としての継続理由の文中から、「漁村の活性化」という文言も削除いたしました。その結果、お手元の漁港-1のような、最終の調書にたく存じます。

当事業は、カキ加工場などを整備することによりまして、漁業活動の効率化を図ろうとするものでございます。簡単ですが調書の修正についての説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

会長

どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、何か御意見、御質問ございませんでしょうか。

あくまでも、加工場用地としての効果があるという形の評価に変わってきたということでございます。その他のウエイトを入れると、ほかの方の競合を招くという御意見を前回いただいたということでございますので、よろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。御質問ないようでございますので、これで、漁港漁村整備事業の質疑は終了させていただきます。

それでは、先生がお見えで過半数になっており、これまで、前回説明いただきました継続事業の質問についての説明及び質疑が全部終了いたしましたので、式次第の2の(2)継続事業に係る審議案件の審査に入りたいと思いますので、よろしく御協力のほどお願い

申し上げます。

(2) 継続事業に係る審議案件の審査

1) 河川事業

審議番号14 河川事業の地震・高潮対策河川事業
二級河川野田川水系野田川

まず、案件番号14番、河川事業の地震・高潮対策河川事業二級河川野田川水系野田川について審査いたします。事業継続妥当ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う声あり)

会長

それでは、以上のように決定いたします。

2) 林道整備事業

審議番号15 森林基幹道整備事業 千ヶ峰・三国岳線

引き続きまして、案件番号15番、林道整備事業、森林基幹道整備事業千ヶ峰・三国岳線について審査いたします。事業継続妥当ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う声あり)

会長

それでは、以上のように決定いたします。

2) 水道用水供給事業

審議番号17 特定広域化施設整備事業

案件番号17番、水道用水供給事業、特定広域化施設整備事業につきまして審査いたします。事業継続妥当ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う声あり)

会長

どうもありがとうございました。それでは、以上のように決定いたします。

これで、継続事業の審議案件についての審査がすべて終了しましたが、各事業における委員の先生方からの御意見につきましては、前回にも御説明いたしましたが、私と事務局で答申文(案)として取りまとめさせていただき、改めて12月15日及び12月21日に答申文

の案を、委員の先生方に御協議いただきますのでよろしくお願いいたします。

なお、この答申文の案につきましては、できる限り早く皆様方のお手元に、メールで原案をお示し、12月15日には、その案についての御意見を積極的にいただけたらと思っておりますので、何とぞ御協力方よろしくお願いいたします。

それでは、引き続きまして、3の(1)市街地再開発事業の報告に入ります。前回お配りしました資料、事業休止の報告、市街地再開発事業にて、担当課長より説明願います。

3 報告事項等

(1) 市街地再開発事業についての報告

事務局

事務局から、事前に報告事項に入ります前に、取り扱いについて、委員の方々に御承知おきを願います。

この報告案件に対する委員の各意見につきましては、答申文にはいたしません。議事録のみに残すという形で、取り扱いをさせていただきたいと思っています。なお、それぞれいただいた意見につきましては、各事業を進めるに当たって反映させたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

3の(1)の市街地再開発事業でございますが、この事業は阪急の伊丹駅の東地区の市街地再開発事業でございます。平成16年度に、この審査会におきまして、新規案件といたしまして、審議の上、着手妥当という結果を平成16年にいただいた案件でございます。しかし、その後、事業の取り巻く環境によりまして、この事業につきましては、事業採択、いわゆる、事業化がなされないまま今日に至りまして、今年休止という判断がなされた案件でございます。この審査会での要綱では、事業採択後5年でもまだ未着手というものについては審議対象の扱いという規定で書いてあるわけですが、新規事業化がなされない形の事業については規定がございません。

したがって、当審査会では、この案件につきましては、当時、審議妥当という御審議をいただいた経緯もございますので、報告案件という形で取り扱いをさせていただきます。これから、担当課長から、その理由等について御説明させていただきたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

事務局

それでは、阪急伊丹駅東地区市街地再開発事業の事業休止について御報告させていただきます。市街地 - 1の上段に、平成16年の新規評価時の事業目的、事業内容などを記載し

ております。事業主体は、市街地再開発組合を予定しておりました。位置図と施設計画の概要を、市街地 - 2、3 に参考に添付しております。建物の主な内容は、商業、業務、住宅でございました。

調書の経緯の欄に、平成16年以降の主な動きを記載しておりますけれども、大規模権利者の死亡が要因となりまして、地元の合意形成が進まず、平成16年度に予定されておりました、市の都市計画決定が先送りとなりました。その後、平成18年には、市が、財政悪化のため、予定していた公益業務施設の床の取得が困難となりました。その後、準備組合において、引き続き検討が行われましたが、事業化の目途が立たないため、市は、現在、見直し中の新総合計画において、当地区の整備については事業区域、事業手法も含めて中長期的な観点での取り組みを目指す旨、位置付けることとしまして、地元準備組合に説明し、了承されております。

このような経緯を踏まえて、地元合意形成や事業計画の目途が立たないことなどの理由により、本事業を休止とするものです。なお、当地区を含む阪急伊丹駅前の今後の整備につきましては、市は、重要な課題と認識しておりまして、来年春に策定予定の新総合計画に基づき、市が地元とともに取り組みを継続していく予定です。県としましても、今後、地元や市の取り組み状況を踏まえて、駅前の再整備に必要となる支援を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

会長

どうもありがとうございました。

ただいまの報告につきまして、何か御意見、御質問はございませんでしょうか。

ないようでございますので、これで、市街地再開発事業の報告について終了させていただきます。

次に、3の(2)河川整備計画策定完了の報告及び策定中の事業についての中間報告に入ります。前回お配りいただきました資料、河川整備計画策定完了の報告及び策定中の事業についての中間報告書について御説明をお願い申し上げます。

(2) 河川整備計画策定完了報告

河川整備計画策定中の事業についての中間報告

事務局

それでは、事務局のほうから、この河川整備計画の完了報告並びに事業中の事業につい

での取り扱いについて、御説明を少しさせていただきたいと思います。

まず、1ページをお開き願いたいと思います。この河川の整備の基本方針並びに河川整備計画について1ページに書いてございます。この河川整備の計画というのは、ここに書いていますように、平成9年度の河川法の改正によりまして、従来の「治水」「利水」に加えて、「環境」ということを目的としまして、また、地域住民の意見を反映させる河川計画制度というものができております。

この制度では、河川の将来の姿ということで、まず、河川の整備基本方針というものを立てる。それで、この基本方針に基づいて、今後20年から30年後、具体的な整備内容を河川整備計画として計画するというようになってございます。このような法に基づいた計画であるということでございます。

次の、2ページのところに、この当審査会での取り扱いということを決めております。一番上段ですけれども、当審査会の第4条第2項ということで、河川事業については、河川法に基づき学識経験者等から構成される委員会での審議を経て、河川整備計画の策定・変更を行った場合には、継続事業として審査したものとすることとございまして、当審査会でも、この案件については報告事項ということで各委員さんに御説明し、ただし、その各委員さんからいただく意見については、今後、反映できるものは、事業に反映していきたいということで、これから、その中身を説明させていただきます。

今回は、ここの中段の運用のところの、河川整備計画を策定した場合は、速やかに公共事業等審査会に報告すると、これが今回7件でございます。それから、本来、評価予定年度に該当いたしますが、河川整備計画中である場合は、公共事業等審査会に事業の進捗状況等、流域委員会での審議状況を中間報告すると、この案件が今年度2件ということで、9件について、これから担当課長から御説明させていただきますのでよろしく願いいたします。

事務局

それでは、まず、3ページをお開き願います。最初に、資料の修正をお願いいたします。申しわけございません。表中の右側の欄、枝番の02、六方川でございます。ここの右端の方の全体事業費の欄でございますが、(約14億円)と書いてございますが、これを約7億円に修正お願いいたします。その下の約33億円につきましては、約26億円でございます。よろしく願いいたします。それと、一番下の表でございます、八家川水系の河川整備計画の一番右、B/Cでございますが、7.5と書いてございますが、5.3でございます。よろしく願いいたします。

それでは、説明させていただきます。3ページの表には、昨年度から今年度にかけて策定いたしました河川整備計画を示しております。一級河川が2圏域、二級河川が5水系でございます。この河川整備計画を踏まえて、実施中の事業が枝番としてありますのは、13事業でございます。

左の番号1番、2番につきましては一級河川の円山川の整備計画でございます。円山川は、一級河川でございますので、直轄が、国が管理している区間は国が整備計画を定めませんが、県管理となっております指定区間については県が河川整備計画を策定いたします。そのうち、円山川は大変流域が大きく、指定区間については、3つの圏域に組しております。そのうち、今回、報告させていただきますのは下流圏域と出石川圏域でございます。もう一つ上流に、円山川の上流圏域というのがございますが、これは既に策定済みでございます。

この1番の、円山川の下流圏域では、三つの事業を実施中でございまして、枝番で示しています01、02、03でございます。01が稲葉川の改修事業で、あと六方川の特定構造物改築事業、03が円山川の総合流域防災事業で、環境対策として自然再生事業等を行っております。以下、二級河川でございますが、3番の船場川水系では二つの事業、市川水系では2事業、三原川水系では2事業、明石川水系で2事業、岸田川水系で1事業を位置づけておるところでございます。

続きまして、4ページをごらんください。河川整備基本方針と河川整備計画の策定のフローを示しております。河川整備の基本方針につきましては、長期的な河川整備の方針目標を定めるもので、河川法では、河川審議会の意見を聞いて、河川管理者が定めるということになってございます。兵庫県では、独自の取り組みといたしまして、流域面積が大きい、重要度の高い千種川、武庫川、市川の3河川につきましては、基本方針の段階から流域委員会を設けて、学識経験者、地域住民などの御意見を聞くこととしております。既に、この3水系については、基本方針策定済みでございます。

こうして、策定いたしました基本方針に基づいて整備計画を策定してまいります。河川整備計画の策定におきましては、すべての水系で学識経験者と地域住民などの御意見を聞くこととしておきまして、意見を聞く仕組みとして水系ごとに流域委員会を設けております。「治水」「利水」「環境」等の幅広い視点から御意見を伺うこととしております。さらに、関係地方公共団体の長の意見を踏まえて策定いたしました整備計画案につきましては、一級河川は国の認可、二級河川は国の同意という手続を経て、河川整備計画が策定となります。今回、報告案件は策定済みの一級河川2圏域と、二級河川の5水系ということで記

載のとおりでございまして、河川整備計画策定中の2件、加古川水系と八家川水系については中間報告とさせていただきます。

続きまして、河整 - 1 をごらんください。円山川下流圏域河川整備計画でございます。この図は、その全体の位置図を示してございます。円山川本川につきましては、国管理直轄区間ですので、国が河川整備計画を策定いたします。図に示しています薄い青色の区間が直轄区間でございます。下流圏域は、残りのオレンジ、赤で示した県が管理する支川を対象として策定しております。

赤い枠取りで示していますが、下流圏域の整備計画で位置づけた計画的に整備を進める区間でございます。このうち、左の上のほうにある大浜川、奈佐川につきましては、平成16年の災害関連の改良事業で実施したところで完了した区間でございます。

青い枠で示していますが、現在実施中の事業でございまして、右上の六方川排水機場、左下の稲葉川の河川改修事業を実施中でございます。また、青い点線で囲んだ区域がございしますが、これが、総合流域防災事業の環境事業ということで、自然再生の取り組み、コウノトリの野生復帰に向けた取り組みなど、河川の自然再生の取り組みを行っているところでございます。

次の河整 - 2 をごらんください。下流圏域では、学識経験者と地域住民からなる河川整備計画の検討委員会という名称で設けて、12回にわたって開催して、その意見を踏まえて、平成21年10月に整備計画を策定いたしました。特に、下流圏域では平成16年の台風23号で、大きな被害を受けた経緯から、この被害防止に向けた河川整備を行っているところでございます。

委員会におきましても、23号のような台風の洪水に対する再度被害防止に係る御意見を多数いただいたところでございまして、示しています稲葉川では、特に本川、円山川からの水位が上昇いたしまして、稲葉川であふれて浸水被害を受けたということから、右の図で、紫で示しています、激特事業という、(直轄)と書いてございますが、国の事業とあわせて築堤や掘削等の整備を行う計画としているところでございます。

次に、河整 - 6 をお聞き願います。これが、六方川の排水機場の更新事業でございます。右の図面の、赤い丸をつけたところが六方川の排水機場でございまして、この施設は昭和33年に設置しておりまして、老朽化が進行しているということから、更新を行う計画としております。特に、この円山川の南側に広がるこの地域は、昔、過去から六方田んぼと言われて、たびたび内水、浸水の被害を受けたということから、この六方川排水機場を、確実に今後も機能させる必要があるということで事業を実施しております。

次に、河整 - 10をお開きください。円山川の環境整備として実施してま事業でございます。特に、円山川水系では、コウノトリを頂点とした、多様な生物の生息・生育環境の保全・再生・創出を図るということで、国・県・地域が連携・共同して取り組む自然再生計画というものを策定してございます。下流圏域の河川整備計画におきましても、この円山川の自然再生の取り組みを位置づけて河川整備を行うこととしております。

具体的には、右の図の、左上の緑の丸で囲んだ区域の、県は支川を担当してございますが、この県管理の支川について、川岸や河床の多自然化あるいは河川の段差解消による上下流の連続性の確保、湿地再生などの取り組みを行っています。現在、野外で生息しております40羽余りのコウノトリのうち、野外繁殖は半数、20羽ぐらいに達しておりまして、コウノトリの生息環境が再生しつつあるということでございます。

右下の緑の線で囲んだ区域が、出石川における自然再生の取り組みでございます。河川整備計画としては、出石川圏域として別の計画となっておりますが、事業としては、一連の自然再生事業として取り組んでございまして、同様に河川の連続性の確保のための段差解消や湿地再生などの事業を実施しているところでございます。

次に、河整 - 13をお開きください。円山川水系出石川圏域の河川整備計画でございます。円山川本川から、出石川の下流部、図で申し上げますと赤線の部分が国の直轄区間でございまして、その上、その上流の青い線の部分が県が管理する指定区間でございます。出石川圏域では、おおむねですが、整備計画レベルの河川改修が既に完了してございまして、現在、先ほど申し上げました環境対策としての自然再生事業を、太い青線の区間で実施することとしてございます。

河整 - 17をお開きください。船場川水系の河川整備計画でございます。船場川は、二級河川市川、図面の右上あたりに青い二重丸がございまして、飾磨樋門というところから分流して、姫路の中心市街地を流れている川でございます。船場側の河口から約3.3km区間は整備済みでございまして、その上流の赤いところから、計画的に整備する区間として位置づけております。船場川では、現在、そのほか上のほうの、3 - 02調整池整備事業と四角く囲ってございまして、下流の河川改修事業と調節池整備事業を実施中でございます。

河整 - 18をお開きください。船場川水系の河川整備計画では、流域委員会を4回にわたって開催いたしまして、平成22年2月に策定しました。平成16年の台風23号で市街地の人家密集区域で浸水被害を受けました。そのため、早期の改修を求める御意見や、ゲリラ豪雨に対する減災対策としてソフト対策の充実を求める意見が出ております。

右の図をごらんください。河川整備計画では、赤の引き出しの線の区間を位置づけてご

ざいます。延長2,080mと書いている区間でございます。現在、事業中の事業実施区間は、青い引き出し線で示している流域治水対策河川事業でございますして延長1,535m、黒い線で示しているところは既に完了しているところでございますして、残り約800mにつきまして、30分の1の規模の河川改修を実施してまいります。生矢橋と書いているところまでが、この赤線の部分が800mでございますして、それから残る上流部につきましては、この現在実施中の事業の見通しがついた段階で、さらに延長もしくは新規に事業化して取り組むということと考えております。

河整 - 23をお開きください。先ほど御説明いたしました調節池整備事業でございます。右の図の赤のところにある、これは姫路競馬場の中に調節池を設置いたします。船場川の上流区間は、特に、人家密集地域で河川沿いに家がございまして、河道拡幅というのが非常に難しく、実施に長期間を要するということがございまして、平成16年台風23号規模、これは、おおむね、15分の1程度の洪水でございますが、この洪水を安全に流下できるように下流へ、流量低減を行うための調節池を整備することとしてございます。

次に河整 - 25をお開き願います。市川水系の河川整備計画でございます。市川は、県下の二級河川の中では2番目に大きな流域面積、約500km²でございますが、上流は朝来市から神河町、市川町、福崎町を経て、姫路市街地を流れていきます。整備計画では、赤い枠取りで示した5つの区間について計画的に実施することとしております。現在、青に引き出し線で示しています、下からいきますと、広域河川改修事業と、中ほどの支川、これ振古川という支川ですが、総合流域防災事業、二つの事業を位置づけているところがございます。

河整 - 26をお開きください。先ほど、冒頭で申し上げましたが、市川は氾濫した場合の影響が大きい、あるいはたくさんの市町にまたがるという重要な二級河川でございますことから、基本方針の段階から委員会を設置して10回にわたって開催いたしまして、その意見を踏まえて基本方針及び整備計画を検討・策定いたしました。委員会では、市川というのは長い区間でございますので、事業区間の上流についての河川整備に対する意見や、河川環境の保全に関する意見が非常に出てまいりました。下流の整備にあわせて、流下能力の低い中上流部の河川改修、そして、自然環境に配慮した河川改修を進めることとしてございます。

右の図をごらんください。これは、現在、実施中の広域河川改修事業において、ネック区間となっております、山陽電鉄及びJR橋梁付近の改修を早期に行うとともに、その上流の赤い区間3,000mと書いてございますが、この区間についても、順次、上流の河道整備

を進めてまいります。

河整 - 31をお開きください。これは、先ほど申し上げました支川、市川の中流部で合流いたします、支川の振古川の改修でございます。振古川についても、一部、流下能力が低いところがございますので河川改修を進めてまいります。

河整 - 33をお開きください。淡路島の三原川水系の河川整備計画でございます。三原川水系では、上流域で5つのダムを整備し、既に整備済みもございますが、まだ下流の河道の流下能力が低いということがございまして、ちょっと見にくいのですが、赤の引き出し線で示しました、8つの区間、全部で17.7kmございますが、この区間について計画的に整備することとしています。また、三原川が流れる、三原平野というのは標高が低い、標高1m程度しかないというところがございます、内水被害が多いということで、図の左上あたりに赤い丸を三つ、付けていると思っておりますが、この三つの丸の3カ所で内水排水を行う排水機場の増強及び設備更新を行うこととしております。

河整 - 34をお開きください。三原川水系の河川整備計画では、懇談会、名前は違いますが構成は流域委員会と同じでございます。この懇談会を4回にわたって開催いたしまして、平成22年3月に策定いたしました。三原川水系でも平成16年の台風23号で大きな被害を受けてございまして、懇談会では、特に地域代表の委員の方から早期の河川改修を求める意見が出されてございます。整備計画では、昭和54年の台風16号洪水、10分の1の規模でございますが、これを安全に流下させる、段階的整備で早期に治水安全度を上げるということを目標として、河川整備を進めることとしています。

右の図をごらんください。計画的に整備を進める区間のうち、現在、青の引き出し線で示した区間、上から言いますと、倭文川、その下の三原川、大日川で河川改修を実施いたします。

河整 - 38をお開きください。先ほども申し上げましたが、低平な三原平野では河口から内水・浸水が、たびたび発生しているということで、3カ所の排水機場を設置してございますが、これらは、いずれも昭和40年代に設置してありまして老朽化がかなり進んでいるという状況でございます。このうち、最も古い入貫川につきまして、更新にあわせてポンプの排水能力を、現在の6.6m³/sから16.8m³/sに増強して、床上浸水被害の軽減を図る計画でございます。昭和54年の洪水対応でございまして、床上浸水を計画では140戸から20戸に減少させるというような計画をしてございます。

続きまして、河整 - 41をお開きください。明石川水系の河川整備計画でございます。赤線で示した区間が計画的に整備する区間としております。このうち、青の引き出し線で示

した区間、明石川及び天上川について県が、現在、事業を実施中でございます。残りの川については、神戸市が、都市基盤河川改修事業により、事業を実施しているところでございます。

河整 - 42をお開きください。明石川の河川整備計画につきましても、懇談会を設置し、4回にわたって開催し、平成22年3月に整備計画を策定いたしました。懇談会では、目標流量に対する御意見や、魚道整備など自然環境への配慮などの御意見が出されています。整備計画では、流域に最大の被害をもたらしました昭和20年の阿久根台風による洪水に対応できる、おおむね30分の1の規模の河川改修を行うこととしてございます。

右の図をごらんください。明石川では、これはかなり古く、昭和28年から事業に着手しておりまして、広域河川改修事業としては現時点で約99%の進捗を見ているところでございます。

河整 - 46をお開きください。明石川の河口部の高潮対策事業でございます。明石川では、先ほどの野田川と違いまして、水門ポンプという方法ではなくて、すべて防潮堤により高潮を防御する計画としてございます。防潮堤自体はすべて完成しておりまして、残る河床掘削、橋梁の改良などの事業を実施してまいります。

河整 - 49をお開きください。但馬の新温泉町を流れます岸田川の河川整備計画でございます。赤線で示した区間が計画的に整備を進める区間でございます。岸田川本川につきましては、昭和9年の室戸台風で整備がかなり進んでおりまして、本川については、おおむね流下能力を満足できるような改修ができてございますが、部分的に堤防がやせたところ、あるいは断面が少し不足してるところというのが多々ございまして、本川の堤防補強を実施してまいる計画でございます。あと、支川の浜坂の町中を流れております味原川の改修を位置づけてるところでございます。

河整 - 50をお開きください。岸田川水系の河川整備計画は懇談会を4回開催して平成22年5月に整備計画を策定いたしました。懇談会では、自然遊水池を残すべき、魚道整備を進めてほしいなどの御意見を聞いておりまして、河川整備計画においては、地域の理解が前提となりますが、従前の遊水機能の保全に努めるというようなことを位置づけております。

右の図をごらんください。味原川の改修でございますが、味原川では平成2年の台風19号で大きな被害を受けてございます。図のねずみ色で塗りつぶした部分が市街地でございまして、この部分が大きくあふれたということで、既に完了済みではございますが、黒の部分、放水路を実施したところでございます。現在、引き続き、残る上流区間、赤線の区

間について河川改修を実施することとしております。

以上で、整備計画の報告とさせていただきます。

引き続き、中間報告をさせていただきます。

事務局

続きまして、河川整備計画策定中の河川事業2件について、御報告いたします。

河整 - 54をごらんください。八家川水系、八家川の地震・高潮対策河川事業でございます。河整 - 55でございますように、河口部から500mぐらいの地点を起点としまして上流部910mを事業区間としております。山陽電車の上流部あたりまででございます。

現在の事業進捗率は約17%、図にありますように、下流部の起点から三ツ橋あたりまでの護岸整備が実施済みとなっております。この中で、あとは防潮水門ですとか、排水機場の整備、それから上流の護岸整備、それから、河床の掘削等は、今後の事業となっております。必要性の欄に記載しておりますけれども、昭和39年、40年と高潮被害が発生しております。近いところでは平成16年度に台風16号、18号の高潮被害が発生いたしました。改めて、高潮対策の必要性を認識したところでございます。

河川整備計画の策定状況でございますが、基本方針は既に平成21年1月に策定されておりました。河川整備計画の委員会を平成22年12月までの予定としております。検討委員会の中での、主な意見としましては、高潮対策を早期に実施すること、それから、流下能力の低い山陽電鉄上流部の改修を推進することと、このような御意見をいただいております。

それから、続きまして、河整 - 58をごらんください。一級河川加古川水系の東条川、篠山工区の広域河川改修事業です。これにつきましては、加古川中流圏域河川整備計画にかかわるものでございます。事業区間としては、篠山地区今田町市原から本荘まで、約3.3kmでございます。河整 - 59でございますように、国道372号が緊急輸送路に指定されておりますけれども、この道路がちょうど事業区間を横断しております。それから、河川に沿いまして県道黒石三田線が走っております。

事業の進捗率は84%、河整 - 59にありますように、ちょうど下流から国道372号までの区間が事業実施済みとなっております。既に、県営圃場整備事業などを実施しております。この中で、河川に必要な、改修に必要な用地も、おおむね確保できているところでございます。基本方針は、平成20年9月に策定済みでございますが、今後、河川整備計画懇談会を再度開催しまして、早期の河川整備計画を策定することとしております。なお、流域委員会では未改修の上流側の整備を促進すること、上下流の治水バランスについての指摘、それから、上流部の自然環境が豊かなところですので、自然環境、親水性の保全に配

慮した河川改修を行うことと、このような御意見をいただいております。

以上でございます。

会長

どうもありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問はございませんでしょうか。

委員

非常に全般的な疑問も交えながら教えていただきたいのですが、まず、第1点目といたしまして、平成16年の台風の被害は、今回、御報告いただいた各案件でいろんな被害が出ているというのが、御報告をまとめて聞かせていただいたので、とてもよくわかったのですが、その台風の被害の全般的特徴、もちろん、個々の河川の状況がありますので、簡単には言えないと思うのですが、検討などがなされているのであれば、それを教えていただきたいというのが1点目です。

あと、個別のところになりますが、例えば河整 - 18、22、54、いずれも一定の期間を設定していたのが延長になっています。5年、6年という格好だと思いますが、今日の御説明だけだと、事業の必要性はとてもよくわかるのですが、逆に言えば、それ以前の事業で、なぜ効果が得られなかったのか、被害が出たのかに関し、おわかりのことがございましたら教えていただきたい。長年にわたって整備してきているのに、なぜ平成16年の台風では、こんな被害が出てしまったのか。被害が出ているから今後の必要性があるのはわかるのですが、逆に、それ以前になぜ被害を出すことになってしまったのが御説明お願いいたします。

事務局

失礼します。例えば、河整 - 18船場川でございます。船場川につきましては事業は昭和58年度から実施してございまして、黒い区間が済んでいるところでございます。その下は、高潮整備で既に事業が済んでいるところでございまして、平成16年のときには浸水したのは、黄色い線で書いてございます姫路バイパスの上流のところ平成16年のとき、浸水被害が生じたところです。黒い区間あるいは紫の区間では、浸水被害がなかったということで、整備済みのところと整備が未了のところと差が出たということです。

もう一つ、次の河整 - 23です。ここは、先ほど申しました、赤色の区間のもう少し上流の区間でございまして、事業が位置づけられてなかった区間でございますが、実態としては両側に家が張りついていて、なかなか工事ができない、進まないということで、今まで事業着手されてなかったわけですが、この、調節池と書いている赤い丸の下の船場川で両

側にわたって、かなりの浸水被害を生じたということで、今回、新たに調節池といった事業を位置づけて整備することにしています。

台風16号の全般的な被害については、概括的にしか申し上げられませんが、特に、北の円山川であるとか、南の三原川、淡路、それと県の中央部、兵庫県全般にわたって大きな被害を受けたということがございます。その原因は、各地で既往最大規模の洪水であった、雨が今まで計画していたものよりも大きかったということがございます。例えば、三原川では、昭和54年洪水を目標で整備してきたわけですが、その洪水の規模を大きく上回るような、確率に直しますと、昭和54年がおおむね10分の1対応の改修規模で進めてきておりましたが、平成16年では30分の1ぐらいの、洪水規模になっていたということもございまして、全体として、雨の量が多かったということと、未改修区間での被災がかなり大きかったというようなことだと思っています。

委員

すみません、追加して教えていただければと思うのですが、多くのいずれの案件も非常に計画が長きにわたっています。こういった整備というのは、家を建てる個人の方やあるいは事業者の方、市のほうには、広く周知されるという広報はなされているのですか。

事務局

計画的に整備する区間、川がどのぐらい広がるか、そういう意味での広報ということでしょうか。

委員

そういうこともございますし、この所、私は行かせていただいているのですが、以前、視察させていただいたときに、ここに家がなければ、そこまでの対応はしなくてもいいような河川の見せていただいたケースがありました。逆に言えば、これだけ長期の計画を立てておられ、ここで家を建てるのであれば、一定の配慮であるとか、むしろ、建てないというような広報のようなもの、お知らせというようなことが、市民・県民にされているのですかという質問です。

事務局

県のほうでは、今、浸水する想定区域というものを公表しております。これは、趣旨としては、例えば、100年に1回の洪水が来たら、どこがあふれて、どれだけの浸水をしますよ、ですから、雨が降ったときに、この地域の方は早目の避難を心がけてくださいと、そういう趣旨ではございますが、逆に申しますと、この土地の低いところは1m浸水する、50cm浸水するということになるようになっていきます。

時々、開発、宅地関係の業者から問い合わせがくるようなこともございますが、そういった見方ができるのですが、逆に言いますと、我々のほうからの宣伝が皆さんに通じていないということは、足りないという部分もあると思いますので、これまでやってきた河川改修だけではなくて、そうした、減災に対する広報、PRもこれから十分に考えていかなければならないと思っております。

委員

一つ感想ですけれども、平成16年の被害が出るまで、もちろん、地域によって全然、差がありますけれども25年ほどたってから、被害が出ているところもありますので効果が出ている、政策の効果というのはよくわかります。ただ、今回の御報告で、どちらかというところと整備される県とか国の側の方向性だけで、逆に、県民・市民がどんどん家を建ててしまい、そこ建てたら危ないというところに関しての認識が、もしかして薄いのではないかという、感想を持ちました。

以上です。ありがとうございました。

会長

どうもありがとうございました。

これは、都市計画との関係や、土地利用計画、あるいは市街化区域等の関係もあると思いますので、もう少し総合的な観点から見ていく必要があるのかと思います。これは私の感想でございます。

委員

今のような河川整備計画というのは、住民を巻き込んで今のハザードマップの関連も入れて、ここは川を拡げる、川の底を下げる、ここは遊水池をつくるといったように新しく整備計画を作り直したと考えることはできるのではないのですか。

事務局

委員会では、そういう進め方をして、皆さんにわかりやすく説明してきたということになります。

委員

それから、ハザードマップは、河川整備をしたらこうなりますというのではなく、今の状況ではこうですということで、住民にお知らせしているのですか。

事務局

現時点の情報で整理しています。

委員

そういう意味では、何年かに1回は、整備計画が終わるとまた変えていかなければならぬといことになるわけですね。

事務局

そのとおりでございます。

委員

一つ教えてほしいのですが、河川整備事業に関して県が年間あてがわれている、県負担分の事業費の規模というのは大体幾らぐらいになるのでしょうか。

それから、個々の事業の進捗度と、限られた財源の中で、今回、御報告以外にも多分、非常にたくさんの事業が進んでいると思うのですが、その中で、進捗度との関係で、優先順位やその事業間のバランスというのは、どのようにコントロールされているのか、その辺のことをお伺いします。

事務局

まず、事業規模でございます。投資的な整備、つまり、河川の維持管理ではなく、河川の改修を積極的に進めている分としまして、例えば平成22年度約200億円でございます。そのうち、平成21年災害の関連が約50億円弱ほどございます。それから、今後の投資の見込みでございますが、今まさに行革の見直し等が行われておりますけれども、今後、河川事業につきましては160億円弱程度の投資計画をもって、平成30年までの整備を行っていくことになるのではと、そういった見込みを全体の行革の枠組みの中で考えております。

それから、優先順位でございますけれども、まず、今日このような公共事業等審査会の中で優先性については御説明し、審議をいただいているわけですが、その中で、例えば、そのB/Cといったような指標もございますが、例えば、武庫川などの沿川の人口・資産が集中している河川、そういったところは、当然、重視していきます。それから、今日御説明しましたように、今までの高潮対策事業などで、排水機場の整備がかなり遅くなっているといった河川もございます。こういったところも、全体のバランスの中で進めていきたいと考えております。

会長

よろしいでしょうか。ありがとうございました。

そのほかございませんでしょうか。

それでは、御質問も一通り出たようでございますので、河川整備計画策定完了の報告及び策定中の事業についての中間報告については終了させていただきます。

それでは、引き続きまして、次第の3の(3)ダム事業に係るダム検証等についての説

明に移ります。配付資料にて、担当課長より説明願います。

(3) ダム事業に係るダム検証についての説明

事務局

ダム事業について、その検証の状況について御説明いたします。

配付資料、1ページをごらんください。まず、国のほうですが、できるだけダムに頼らない治水への政策転換を進めるため、今後の治水対策のあり方に関する有識者会議、これを平成21年12月に設置されております。その中間取りまとめが、今年9月末に公表されました。その中で、事業中のダムに係る検証の実施とその進め方が示されております。資料の1ページにございますが、今、映しておりますが、ここにその中間取りまとめの中で示されました検証の進め方についての全体の流れ、構成を示しております。

それから、国のほうからですが、国土交通大臣から県知事に対しましては、去る9月28日をもってダムの検証が兵庫県知事に対しても要請されております。具体的に、要請されたダムとしましては、西播磨の金出地ダム、丹波の西紀ダム、武庫川ダム、この三つでございます。ここで、検証と申しますのは、検討主体、すなわち、兵庫県でございますが、検討主体が検証に係る検討を行いまして、その検討結果の報告を踏まえて国土交通大臣が判断する過程、その全体を示しております。

それから、検証の進め方でございます。1ページの一番右側に記載されておりますように、まず、県と関係市町からなる検討の場を設置しまして、対応方針の原案を取りまとめます。取りまとめに当たりましては、同じく、その右のほうに書いてありますように、関係地方公共団体の長、学識経験者、関係住民、利水者等からの意見を聴取することとなっております。

それから、情報公開、パブリックコメントについても実施するよう求められております。対応方針の原案をつくりまして、この原案に対する事業評価監視委員会、県の場合は公共事業等審査会でございますが、審査会の意見を踏まえまして、これをもって県が対応方針の案を決定しまして国土交通大臣に報告することとなっております。

検証の考え方ですが、この1ページの中で、薄く網掛けをした、この中身の分が検討の全体でございます。河川整備計画と、同程度の安全度を確保すること、これを前提としましてダム案と、ダム以外の複数の治水対策案の立案をすることとなっております。例えば、治水で申しますと、1ページの、この中に示しますように、まず、代替案として、ダムを含む26の案を中間取りまとめの中で示されております。例えば、ダムのほかに遊水池、雨

水貯留・浸透施設、霞堤などが提示されております。

評価に当たっては、評価軸として、例えば、治水の場合、7つの評価軸が記載されております。それから、新規利水、流水の正常な機能の維持の評価、これにつきましては、6つの評価軸が示されておまして、例えば、コスト、実現性、持続性、柔軟性、環境への影響、このような評価軸が示されてございます。

兵庫県での対応でございます。2ページをごらんください。現在、対象ダムとして実施しております、金出地ダム、西紀ダムについての状況を御説明します。

まず、検討の進め方でございますが、幅広い議論の場とするために、県と関係市町からなる検討の場に加えまして、学識経験者、関係住民の代表、関係利水者からなる検討会議をダムごとに設置してダム検証を進めております。検討会議は、先ほど中間取りまとめの点で申しましたように公開し、県は検討会議の委員の意見を聴取し、対応方針の素案に対するパブリックコメントを今後行いまして、原案を作成するということになっております。

検証の内容でございますが、このページ2に示しますように、洪水調節、新規利水、流水の正常な機能の維持、この三つの項目に従って検証を進めております。金出地ダムの場合は、新規利水はございませんので洪水調節、流水の正常な機能の維持、この二つの項目について検証を進めております。

検証の手順でございますが、この図にありますように、まず、現在、実施しておりますダム事業等の点検ということで、ダムの計画諸元についての点検等を行います。それに対します、複数の代替案の立案ということで、大体2ないし5案程度に絞りまして代替案を作成してございます。具体的には、ダムに頼らない河道のみの改修案、遊水池を組み合わせた案等が、洪水調節の場合ではございます。新規利水の場合ですが、ダムに変わります、例えば、ほかの県営水道等の導入など、こういった案も新規利水の中ではございます。現在のところ、進めておりますのは、このダム事業の点検、それぞれの洪水調節、新規利水、流水の正常な機能の維持に関します点検、複数の代替案の立案のところまででございます。今後、先ほど申しました、コスト等の評価軸に沿いまして、評価軸ごとの評価を行います。

その上で、さらに洪水調節、新規利水、流水の正常な機能の維持、それらもあわせた全体としての総合評価を行いまして対応方針素案を作ります。その後、パブリックコメントを行いまして対応方針原案を作成の上、改めて、公共事業等審査会にお諮りすることとしております。

あと、今までの進捗スケジュールでございますが、現在までに、それぞれ検討会議を3回開催いたしました。今月中に、あとそれぞれ1回程度開催しまして、評価事項ごとの評

価に入っていくこととしたいと考えております。大体、年度内の完了を一つの目安としております。それから、武庫川ダムにつきましては、中間取りまとめの中で同じく検証を要請されておりますけれども、武庫川ダムにつきましては、武庫川流域委員会の審議ですとか、パブリックコメントの手續等で広く意見を聞きまして、整備計画案を定めて、ダムを含まない治水対策を進める、こういった県の考えを明確にしておりますことから、県としましては、武庫川ダムは検証の対象外と考えております。しかしながら、国から要請を受けていることもありまして、県としましては、河川整備計画案を国へ同意申請した上で、ダムを含まない治水対策を進めるという県の考えを明確にし、この考えを公共事業等審査会で説明する、このような考え方で国へ報告する予定にしております。

それから、金出地、西紀の事業の進捗状況でございますが、簡単に、3ページ、4ページに示しております。まず、金出地ダムでございますが、平成2年から平成26年の事業期間を予定しております。総事業費が170億、現在、付替県道等の工事を実施中でありまして、進捗率が約50%でございます。貯水容量全体が470,000m³でございます。それから、西紀ダムでございますが、平成6年から平成25年までの事業期間を予定しております。総事業費は54億円、これも同じように、付替県道の工事等を施工中でありまして、進捗率は41%となっております。総貯水容量は383,000m³となっております。

以上で、ダム事業についての検証の状況を御説明いたしました。よろしく申し上げます。

会長

どうもありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問はございませんでしょうか。

委員

済みません。これは、ただ説明ということで審議ということではないのですか。で、あるとすれば、審議のときに出るのだらうと思うのですが、3ページと4ページで金出地ダムと西紀ダムの口頭での資料しかないのは、まだ、その時期ではないから資料が出ていないと理解してよろしいのですか。

事務局

済みません、このダムについての当審査会での取り扱いについて、私の方から御説明をさせていただきます。

今、担当課長からは、ダム検証についての進め方、概要について、説明を申し上げました。それで、当審査会については、そのダム検証の結果が出まして、その結果を踏まえた、県としての対応方針をつくります。どのように今後進めていくかという原案ができた段階

で、改めて、当審査会で、その内容を御審議いただき、お諮りをいただきたいと考えてございます。なお、今、西紀と金出地ダムにつきましては、別の委員会で御議論いただきまして、密に、今、検討をしていただいています。その時期につきましては、先ほど言いましたように、県としては何とか早く案を取りまとめて事業計画案をつくりたいと思っておりますが、恐らく、年度末になろうかと思えます。それについての、諮り方は、事前に、会長と御相談しまして、どのような形で審議の仕方をやるか、事前に調整した上で、委員の先生方にお諮りしたいと考えています。

以上です。

会長

よろしいでしょうか。

河川の流域委員会と同じような検討会が、ダムの場合にも行われているということでございます。

よろしいでしょうか。

委員

しかし、金出地ダムなどは、公共事業として予算は一応ついているのではないのですか。今、とまっているのですか。

事務局

事業中です。本体工事には、かかっていませんが、周辺道路等、附帯工事が事業中でございます。

委員

そういう意味では、ここでもう一度検討し直すというのは本当はおかしいですね。

事務局

したがいまして、検討会議で、どの範囲まで検討がなされるのかというところを見きわめた上で、当審査会での諮り方、御意見の聴取の内容等を事前に会長と相談の上で、その諮り方自体も含めて調整をさせていただきたいと考えてございます。

委員

今ここで言っているのは、もう、事業が始まっているわけですから、この時点で、こういうことをやること自体が少しおかしいということです。

会長

国の方からの、そういう要請があったのだと思います。

委員

数ある河川事業の中で、ダムだけが特別視されているとおもいますが、その是々非々をここで審議してもしかたがないのですが。

会長

幾つかの案で、幾つかの評価軸で、御検討のほどお願い申し上げます。

どうもありがとうございました。

御質問も一通り出たようでございますので、これでダム検証についての質疑は終了させていただきます。

(休憩)

会長

引き続き、会議を進めていきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

それでは、次第4番でございます。新規事業に関する新規案件の説明、質疑に移りたいと思えます。なお、議事につきましては、前回と同様の進め方とさせていただきます。それでは、新規事業の審査案件、道路事業につきましては、前回お配りいただいた新規評価調書にて担当課長より説明よろしくお願ひ申し上げます。

4 新規事業の審査、協議等

新規事業に係る審議案件の説明、質疑

1) 事務局より道路事業(新規)について説明

審議番号1 道路事業(主)太子御津線

会長

どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に対しまして、何か御意見、御質問はございませんでしょうか。

委員

この陸橋案と地下案というのは、こちらのほうがいいという評価ですが、地域の住民の方たちはどのように考えておられるのか。どういう意見を持ってらっしゃるのかというのをお聞きしたいのと、この図で見ると、自動車だけが走る道路ではないんですよね。自転車とか歩行者も走る道路なのではないでしょうか。

事務局

地域の合意形成の話ですが、先ほど御説明させていただきましたように、鉄道高架案で皆さん合意をいただいております。それから、二つ目の、自転車、歩行者、少し断面の中で図が書ききれないところがございましたが、高架部分におきまして歩道を設置してお

ります。道街 - 7 のところで、きちっと断面を書ききれていませんが、こちらの左側のほうで片側の自転車、歩行者が通れる空間を作っております。

会長

よろしいですか。

委員

そうすると、これは2車線ですか。

事務局

2車線です。

委員

歩道はどれぐらいの幅があるのですか。十分安全性が確保されているのだとは思いますが。

事務局

3.5mです。

会長

ほかにございませんでしょうか。

委員

同じく道街 7、立体ということで、住民の方は、御同意いただいていると思うのですが、高架の下の部分は従来どおりの道路として、利用は可なのか、フェンスか何かで囲われてしまうのか、そのあたり教えていただけますか。

事務局

空間下のお話でしょうか。これについては、今後また、地域との調整を行うことになっております。

委員

ということは、今は、両側には、写真から拝見すると、家があるわけですが、当然その人たちが利用できる道路部分は確保されると考えてよろしいのですね。

事務局

今、まず一つは、駅の鉄道の南側でございますが、区画整理の事業が、このエリアに入っ
って行われますので、そのあたりの調整の通路というのは出てくると思います。

会長

御質問は側道があるかどうかという点です。

事務局

済みません。ここは側道はつきます。

会長

ですから、従来の南北東西方向の流れは確保されるということのようであります。
ほかにございませんでしょうか。

委員

こういう場合は鉄道側の負担はないのですか。

事務局

ありません。

会長

区画整理の都市計画決定が来年度ということですか。

事務局

そうです。今年度、道路の都市計画決定を行いまして、来年度、区画整理の都市計画決定でございます。

委員

東側の網干駅前の土地区画整理事業とは直接は関係してこないのでしょうか。

事務局

この道路と、いわゆる公管金など、そういう発生は全くございません。

会長

この新規事業では、高架橋だけではなく破線の部分も全部入っているということですね。

事務局

はい、そうです。

会長

よろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。

新たな資料の要求等はございませんでしたが、最終的な審査は次回ということで行わせていただきますのでよろしくお願いいたします。

どうもありがとうございました。

それでは、引き続きまして新規事業の審査案件、河川事業に入りたいと思います。担当課長より御説明願います。なお、河川事業の2件につきましては、ともに武庫川水系の事業でございますので、まとめて御説明よろしくお願ひ申し上げます。

2) 事務局より河川事業(新規)について説明

審議番号 2 河川事業

(二) 武庫川水系 武庫川 流域治水対策河川事業(本川)

審議番号 3 河川事業

(二) 武庫川水系 武庫川 流域治水対策河川事業(支川大堀川)

会長

どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、何か御質問、御意見はございませんでしょうか。

委員

二つ質問したいと思います。

まず1点目は、河整 - 5 の表 3 の中で、喫緊の課題への対応というところに丸印がついている部分が、まずプライオリティーが高いということで進められるようですが、大堀川については丸印がついておらず、逆に青野ダムの活用の方に喫緊という、あるいはそれ以外のところに丸印がついています。喫緊の定義にもよりますが、喫緊の課題が最初なのではないかと思しますので、そのあたりの考え方で、大堀川の改修の必要性は十分理解できるところでございますが、そういう意味では喫緊ではないか、丸印がついてもいいのではないかというふうに思いましたのが、まず第1点目でございます。

それから、第2点目は、河整 - 6 の調書のところで と の、つまり築堤と新規遊水地の事業費をそれぞれ個別に書いていただいています。これから考えますと、築堤が160億円で、遊水地が25億円、それに対してあらわれる効果が、どうなのでしょう。調節容量というのは、160億円：25億円という費用比較に対し、遊水地の調節容量が20m³/sというのが、どれぐらいの効果なのか、配分流量は築堤の部分で3,200m³/sですが、現状の容量がありますから、それとの差が事業効果かと思うのですが、そういう配分流量比的に事業の比率を考えると新規遊水地の25億円というのは、かなり効率が悪いように思うのです。そういうB/Cの評価方法はないとは思いますが、要するに洪水処理能力との比で考えますと、もし新規遊水地だけを個別にB/C評価したとしたら、その事業が成立するかどうかということが疑問に思うわけです。まして、ここは県の土地ですので、用地費が伴っていないので、用地費をもし伴ったとしたら、この遊水地計画というのは、それ自身、非常に効率の悪い計画になるように思います。そういう意味で、流域委員会で、そのあたり、どういう議論がなされたのか、遊水地というキーワードに引っ張られていただけないかというような、そういう批判的な見方もできないこともないのですが、この新規遊

水地の事業効率というところあたりについて御説明いただければと思います。

事務局

私のほうで河川整備計画を担当していますので御質問について私の方から答えさせていただきます。

1点目の喫緊の課題でございますが、ここで喫緊の課題というものは河整 - 2のほうで平成16年の台風23号では、これまで整備してきた $2,600\text{m}^3/\text{s}$ を上回る $2,900\text{m}^3/\text{s}$ が、甲武橋付近で発生したというようなことがありまして、目標流量を上回る流量になっている、したがって、不足の分については、課題の対応が必要ではないか。そうしますと、上流部でやります洪水調節施設についても、やれる対策として盛り込めるということで、これについても喫緊の課題の対応のところを丸を入れております。大堀川はその定義からいきますと入っておりませんので、この喫緊の課題のところは大堀川は印はついていない、それが1点目の答えでございます。

2点目につきまして、遊水地の整備の効果量と費用の関係でございますが、確かに $20\text{m}^3/\text{s}$ の効果量に対して25億というのは大きなお金ではないかという気はいたしますが、そもそも今回、河川整備計画をまとめるに当たりまして、河整 - 2のほうで見ていただきたいのですけれども、一番下の目標流量のところの基本方針 $4,690\text{m}^3/\text{s}$ というのがございます。この $4,690\text{m}^3/\text{s}$ に対しまして、いかに目標レベルを上げていったらいいのかというのを考えたときに、真ん中にあります戦後最大ということで $3,510\text{m}^3/\text{s}$ の目標流量を設定しようと、その目標流量を設定するに当たって、どんな対策をやっていけばいいのかという話になってきたときに、着眼点の2のところを見るとダムが書いてあるのですが、いろんな対策がある中で千苅ダムや新規ダムにつきましては合意形成に時間がかかる、なおかつ作るまでにも時間がかかるということで、上にあります喫緊の課題に早期に対応する対策としてはなじまないということで、早期にできる対策をまとめていき、この際に、武庫川上流浄化センター用地の遊水地につきましても、これは下水道計画との調整の中で、有効活用できる用地があるということでございますので、それを活用して $3,510\text{m}^3/\text{s}$ の一部ではありますが、流量の分担をさせる、そういう考え方をして設定しております。

以上でございます。

会長

早くできるということが評価軸のようではありますが、いかかでしょうか。

委員

時間は確かに大事な要素だと思うのですが、それにしましても先ほどの と の遊水地

のところ、築堤区間の事業の効果を考えると、今、現況が例えば2,500m³/sから3,200m³/sまで引き上げるのに700m³/sぐらいの疎通効果の向上があります。700m³/sと20m³/sで、約40：1という効果に対してお金は数分の1です。だから、そういう意味でかなり事業効率の悪い事業ではないかと思うわけです。二つ区分せずに、セットですので、事業としては成立しているのですけども、そういうふう考えたときに、その幾つかの複数メニューを組み合わせる河川事業の中において、メニューの選択というのは、ここで審議する話ではなくて流域委員会だと思いますけども、十分議論していただいてこのようになったのかもわかりませんが、もう少し効率的な方法はなかったのかなという気がいたしました。

会長

どうもありがとうございました。

ほかに。

委員

委員がおっしゃった点、非常に理論的にきちっと言ってくださり、遊水地での調節量と、かかるお金のバランスについては、私も違和感を率直に感じました。今回この事業内容のところ、と組み合わせること自体が、何かくっつけてやってしまったような印象を県民的には感じると思います。河整 - 3のところ、施工の場所を、ここまで丁寧に、非常に細かく分析いただいております、これは事業というものがきちっとやられていることの説明になっています。河整 - 5のところの丸のつけ方もそうでありますので、このに関しては、ここまできており今さら差しかえということもあるかもしれませんが、もう一歩進んで、違う選択肢があってもいいのではなんでしょうか。もちろん流域委員会のほうから上がってきたことなので、今さらという部分があるのかもしれないのですが、あえてこの結果だけを拝見させていただいている側といたしましたら、検討の余地が多にあるという印象を持ったことをコメントさせていただきたいと思います。

会長

ありがとうございました。

委員

よろしいでしょうか。

こういう事業効率であるというのは、流域委員会は十分御存じと考えてよろしいのですね。御理解いただいているのですよね。その上で、こういう整備計画に対する意見が出てきたので、これがある意味、県民が選んだ選択肢であるということであれば、流域委員会

の方は御存じかもわかりませんが、流域委員会以外の県民の方は、これを御存じないかもわからないので、こういう選択がなされたのですということは、やはり、県民に知っていただしておく必要があるのではないかと思います。

委員

それで遊水地に関してのプロジェクトは以前にもあって、私は正確に地名とかは記憶していないのですが、遊水地を例えばサッカーなどのグラウンドみたいな形に利用したのはなかったのでしょうか。

委員

多目的遊水地ですね。

委員

ありましたよね。この場所がもともと県の土地があるからという形の数字かと思いますが、遊水地にしないときには一体どんな利用をするのか、少なくないお金をかけることですので、恐らく何かあるのかと思いますがいかがでしょうか。

委員

何にも出ていません。

会長

前回の見学会の場所で、ここへ連れて行っていただきましたら、このような形になっていました。上のフラットのところです。将来の下水処理場の拡張用地として確保されており、それを流用しようということのようであります。

委員

そのあたりのところを、これだけ多大な金額になりますと、いわゆる庶民感覚の25円、2,500円の節約のレベルではないので、判断が停止してしまい、ただゴーという感じになるのですが、そもそもセットになっていること自体が、どうかと考えるので、本当は切り離して御提案していただくのが、しかるべきではないかなというふうに思いますが、御意見いかがでしょうか。

事務局

余り評判がよくないようですが、私どもの考え方は、早期に安全度を上げるためにはどういう対策をやっていったらいいのかという観点で、やれる対策はみんなやっぺいこう、今回、下水道の用地については将来の下水道計画や更新計画を踏まえた上で、有効活用できる土地があるので、だから、それを有効活用しようと、このことにつきましては流域委員会の提言書の中に、この遊水地以外にも大規模な遊水地の提案というのは、たくさんい

ただいております。ただし、それは、はるかに非常に効率の悪い、優良農地を全部取ってしまうというような、そういうような御提案でもございますので、それは長期的な課題かなど。ただ、遊水地の中で、唯一実現可能性のあるのは、ここの浄化センターの拡張用地ではないかということで、今回、早期に対応できる対策として入れさせていただいているということでございます。御理解をお願いします。

委員

済みません。ちょっと理解できないです。この20m³/sのために25億円、これを仮に省いた総事業費となれば、25億円節約というので、これはあくまで主婦的感覚でひたすら申し上げるのですけども、逆に25億円節約できるのは、すごい節約であるという感じを持ちます。それからもう一つ思いましたのは、遊水地というものの有効性というものは、評価すべき部分があると思うのですが、今後、検討の余地があり、さらに御説明を深めていただくことを今後の課題として要望をさせていただきます。遊水地というのは、効率が悪いような、個人的にそういう印象をもってしまいましたので、一步でも二歩でも前に進むのがいいかと思うのですけれども、ここは逆に言えば、三步進んで一步下がってもいいところではないかなというふうに思う次第です。

会長

ありがとうございました。

遊水地に関して、いろんな御意見が出ますけれども、最終的に全体の洪水調節施設容量の中に組み込まれているという形ですので、最終的にはその遊水地が必要だと思えます。もし、追加資料等で提出できるものがあれば御検討いただければと思えます。

ほかに何かございませんでしょうか。

委員

さっきのこの大堀川ですが、これは、ダムを廃止したからやる事業ではなく、もともとやる必要があったところの事業ですよ。そういう意味では、緊急性というのはダムとの関連で考えた緊急性ではないのでしょうか。

事務局

従来からも、局部改良事業ということで実施してきておりましたが、非常に工事に伴ういろんな調整事項が多くございまして事業損失等もございました。

委員

つまり、ここでは、少し質が違う事業が入っていると思ってもいいわけですか。

事務局

はい。ただ、沿川の浸水被害というのは、非常に多い場所でございます。

委員

だから、この全体の流れからいって、緊急性で丸をつけるべき場所ではないのかもしれませんが。そうではないのですか。もともとやらなければならないということで、ダムとの関連では余りないわけですね。

事務局

支川でございますので、そうです。

委員

それから、今、遊水地が議論にはなりましたが、そういうことでいえば、ダム事業について相当な批判があり、ダム以外でいろんなことが考えられるのではないかとということで、こういうことも考えてやるとダムは要らないのではないかとこの感覚の中で、この事業が出てきていると思います。それはそれで良いのですが、しかしさらに、その場合には、例えば、遊水地と一口に言うけれども、そのことはダムよりは大変お金がかかるという認識も皆さんに持ってもらうということが、必要であれば、アナウンスしなければいけない。急いでやらなければならないという、必要があってもです。そういう認識を持ってもらうということが、また別の意味では必要ではないかという気がします。

会長

先ほど委員のほうが言われました流域委員会とは異なって、いざ事業を実施するとなったときの事業の内容に関する住民の御理解というものは、やはり別の方針で取る必要があるだろうと思っております。合意形成と申しますか、流域委員会がお考えになっていること以上の問題が実際の事業進捗で出てくるということが、前回、現地見学をさせていただいても、ひしひしと感じたところでありますので、今日もまたそういう御意見が出ましたので、こういうことに関する住民の合意形成のための汗をかく努力というものは、やはりこれから必要になってくるということが第1点です。それから、私個人では流域対策という形であがっているのですが、流域対策はこの河川事業とは全く関係なく進められるものなのか、公共事業ではないからということなのか、その辺はいかがなのでしょう。

事務局

この流域対策も別途、この事業とは違いますけれども、継続事業の中でやってまいります。

会長

継続事業ですか。

事務局

はい。

会長

河整 - 6 の関連事業で幾つか上がっておりますが、どの継続事業になるのですか。

事務局

河整 - 6 の関連事業の一番下のところに、武庫川流域貯留浸透事業というのがありますが、この事業で進めていくということであります。

会長

それはいつごろから始められたのですか。

事務局

武庫川のほうでは、一部は平成21年度からやっております。

会長

ここの継続事業と河整 - 4 にいろんな事業が書いてあるのですが、河整 - 4 のほうは、もう終わった事業のことですか、四角で囲っている現在の事業もありますね、それとの関連はどうなっているのでしょうか。

事務局

河整 - 4 につきましては、これは河川整備計画上で位置づけている、河川対策の事業の位置図でございます。河川対策とそれから流域対策と減災対策というのが、武庫川の河川整備計画の治水の3本柱になっているのですが、その流域対策というのは、先ほど御説明いたしました河整 - 6 の関連事業にある事業名称で事業をやっているということで、ここの位置図の中には入っておりません。あくまで入っているのは河川対策のみでございます。

会長

ということは、この河整 - 4 と河整 - 6 の関連事業の関係がわかりにくいので、その辺をもう少しわかりやすくして頂きたい。

事務局

それは、河川整備計画全体の話になりますので河整 - 28 をごらんいただきたいと思います。河整 - 26、河整 - 27、河整 - 28、河整 - 29 とありますのは、河川整備計画の概要でございますが、その概要の中で、実施概要を全部まとめたのが河整 - 28 になっております。今、スクリーンのほうで出ておりますけれど、この中で、先ほど私が申しました治水の3本柱、河川対策、流域対策、減災対策とこのようになっております。河川対策は先ほどの位置図でございまして、その甲武橋基準点の流量分担がどのように変わるかというのが、

流量配分のところに書いてございます。流域対策のところは学校・公園・ため池で貯留施設を整備するということで30m³/sを見込んでおります。

全体像としては、こういう形になっております。

会長

今回のこの審査会では、河川対策だけを対象として審議するという事になっているのですか。

事務局

河川整備計画は全体計画で幾つかの事業の集合体になっておりまして、そのうち下流部築堤区間の部分の河道の部分と遊水地、それから大堀川というこの三つの河川対策について御審議いただくということになっています。

会長

このブルーの領域だけということですね。

事務局

ええ。そうです。河川整備計画のうち、平成23年度に新規で挙げる事業として、河川の本川と支川の大堀川が公共事業として挙がっています。ただ、今後、残りの事業でまだ未着手については、当然その事業化が明確になった段階でまた御審議いただきます。関連事業については、わかりづらいので次回、わかるような形で御説明させていただきます。

会長

よろしくをお願いします。

ということは、委員から御指摘のあったような住民合意形成というのは、河川対策の事業の一環として、事業の中身をよくわかっていただくということが必要だということですが、やはりわかってもらおうと同時に減災対策も合わせて示すという形でないと別々のパンフレットで示すというのも何か非効率な形とっておりますので、その辺もまた御配慮お願いできたらと思っております。

委員

例えば、大阪府の槇尾川の残事業費は11億円で、それで大騒ぎしてやるかやめるかとやっているわけです。で、これは25億円です。別に当局を批判しているわけではないのですが、事業のストップとかゴーだけではなく、公共事業に対してこうあるべきだということは、この審査会でも言ってよいのではないかと思います。そういう意味で、本当に市民の意見を聞くことは大変大事ですけど、その一方で正しい判断かどうか保証もないわけですから、この委員会から本来こうあるべきではないか、今の11億円と25億円、だれが聞

いてもやっぱり疑問です。そのようなことも我々申し上げたいです。

会長

何かの機会をとらえて、この武庫川に限らずに、道路も含めて、そういう議論ができる場があればいいと思っています。プロジェクトの期間の長さや、前回私申し上げました住民のインボルブメントという形のあり方ということも公共事業とは密接な関係があると思っています。また事務局と相談しまして、何の資料もないときに突然開催するかもわかりませんが、そのときにはまたどうぞよろしく願いいたします。

委員

私も一つお願いできればと思うのは、住民・市民の方は、住民の方とか地域の方という形で出ますけれども、やはりたくさんのお金が動きますので、特にまちづくりなどはそうなのですが、地権者の方などの数人の方が、当該の地域の方となっている場合もなきにしもあらずです。今回、中止になった伊丹の事業でも、お一人の方が亡くなられて土地が買えないということもございますので、言葉としてスルーされてしまうのですが、大きな視点で見ることにに関して、委員がおっしゃったような観点で、少し何か方針がここからも出せるとよいということを思いましたのでよろしく願いいたします。

会長

時間を取れるかどうかわかりませんが、何も無い時期に、春と秋の間ぐらいに、そのようなセットがあるかもわかりませんが、よろしく願いいたします。

そのほか、この武庫川の件に関しまして、何かございませんでしょうか。

どうもありがとうございました。一応、意見をたくさんいただくことができました。しかしながら、もう少し、関連事業との関係の整理というふうなことも要望として出たようでございますので、引き続きそのような資料をいただくということをお願いしたいと思っております。いずれにしても、先ほどの道路事業と次回に審査と思っております。

どうもありがとうございました。まだ、実はもう一つ残っておりますけれども、もう既に17時前になっておりますので、本日の審査会はこれにて終了したいというふうに思っております。御審議に当たりまして御協力いただきましてどうもありがとうございました。厚く御礼申し上げます。

次回また本日の追加説明及び審査をお願いすることになると同時にまた、答申案についても考えたいと思っております。なお、このような答申案の文案につきましては先ほど申し上げましたように12月15日、21日に委員の先生方に御審議いただきたいと思っておりますが、それまでに原案をお手元に届くように努力したいと思っておりますので、何とぞ御

協力方よろしくお願ひいたします。

本日予定しておりました案件、一部残しましたが終了いたしましたので、本日の審査会はこれで終了したいと思います。どうもありがとうございました。

5 連絡事項

(事務局より次回審査会の予定等について説明)

6 閉 会